

奈良県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三六九号
- 三 道路の区域

区 間	備 考
奈良市大宮町一丁目三七番一四先から 奈良市大宮町一丁目一番四九先まで	

四 供用開始年月日 平成二十二年四月二十七日